明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（**中央選挙管理会**六）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一六九、一七〇）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一七一、一七二）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一七三、一七五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件の一部を改正する件（**同**一七四）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（**同**一七六）

○除籍が滅失した件（**同**一七七）

○日本国に帰化を許可する件（**同**一七八）

○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一一九）

○円借款の供与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一二〇）　四

○競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件（**農林水産**五二三）

○平成二十九年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件（**同**五二四）　五

○平成二十九年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（**同**五二五）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**三一四）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一三九）

○道路に関する件（**北陸地方整備局**四一）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一〇）

○道路に関する件（**九州地方整備局**九七、九八）　七

○都市計画に関する件（**北海道開発局**九〇）　七

〔国会事項〕

内閣　内閣法制局　法務省　運輸安全委員会　会計検査院　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

北海道開発局公示（北海道開発局）

労働

最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一）　一〇

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三